

振動規制法施行規則別表第二備考一及び二の規定に基づく
区域の区分及び時間の指定

昭和六十一年三月二十四日 名古屋市告示第百十三号
改正 平成八年五月二十二日 名古屋市告示第百九十五号

振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）別表第二備考一及び二の規定に基づき、区域の区分及び時間の区分を次のように定め、昭和六十一年四月一日から施行する。

一 区域の区分

（一）第一種区域

昭和六十一年名古屋市告示第百十号（振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定）により指定した地域（以下「指定地域」という。）のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

（二）第二種区域

指定地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

二 時間の区分

（一）昼間

午前七時から午後八時まで

（二）夜間

午後八時から翌日の午前七時まで

備考

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定による都市計画において定められた同法第八条第一項第一号の地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第五条第一項の規定により指定された都市計画区域にあって同法第八条第一項第一号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

前文（抄）（平成八年五月二十二日名古屋市告示第百九十五号）

平成八年五月三十一日から施行する。